

令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況

(1) 集落協定(認定)の概要

集落数	17 集落	通常:8集落(南郷地区) 特認:9集落(是川地区7集落/舘地区2集落)
農用地面積	1,595,243 m ²	田:1,581,140m ² 畑:67,787m ²
交付金額	12,906,048 円	基礎単価:6集落 体制整備単価:12集落(広域化加算2集落)
構成員	442 人	

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

地目	交付基準	面積	交付額
田	急傾斜	24,521 m ²	514,941 円
	緩傾斜	1,502,935 m ²	11,502,403 円
	広域化加算	-	651,450 円
	計	1,527,456 m ²	12,668,794 円
畑	緩傾斜	67,787 m ²	237,254 円
計		1,595,243 m ²	12,906,048 円

(3) 集落協定締結数及び各集落への交付額

集落		地目及び協定農用地面積 (m ²)		交付単価 (円/m ²)	交付金額 (円)	構成員 (人)	
1	是川	田	緩傾斜	208,507	8	1,668,056	41
		広域化加算		(144,887)	3	434,661	
		計		208,507	-	2,102,717	
2	水越沢水系	田	緩傾斜	52,547	8	420,376	15
3	前平	田	緩傾斜	20,654	8	165,232	6
4	久保田	田	緩傾斜	55,076	8	440,608	6
5	縄文是川	田	急傾斜	11,784	21	247,464	31
			緩傾斜	92,209	8	737,672	
		広域化加算		(72,263)	3	216,789	
		計		103,993	-	1,201,925	
6	上売市沢	田	緩傾斜	80,575	8*0.8	515,680	13
7	志民沢	田	緩傾斜	42,013	8*0.8	268,883	19
8	矢崎沢	田	緩傾斜	112,641	8*0.8	720,902	33
9	下夕ノ沢	田	緩傾斜	83,281	8	666,248	16
10	泉清水	田	緩傾斜	72,489	8	579,912	22
11	頃巻沢	田	緩傾斜	110,635	8	885,080	19
		畑	緩傾斜	67,787	3.5	237,254	
		計		178,422	-	1,122,334	
12	北田	田	急傾斜	12,737	21	267,477	69
			緩傾斜	163,042	8	1,304,336	
		計		175,779	-	1,571,813	
13	小山田	田	緩傾斜	232,866	8	1,862,928	97
14	相畑	田	緩傾斜	53,737	8	429,896	17
15	荒谷	田	緩傾斜	32,220	8	257,760	12
16	七枚田	田	緩傾斜	75,569	8*0.8	483,641	22
17	上長代	田	緩傾斜	14,874	8*0.8	95,193	4
合計				1,595,243	-	12,906,048	442

(4) 農業生産活動等の実施状況

(5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

集落		農業生産活動等として取り組む事項				農業生産活動等の体制整備として取り組む事項 ※体制整備単価交付集落	
		農用地に関する事項	水路・農道等の管理方法				多面的機能を増進する活動
			水路	農道	その他		
1	是川	①③④	アイ	アイ	-	①③	作成
2	水越沢水系	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
3	前平	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
4	久保田	①③④	アイ	アイ	-	①⑨	作成
5	縄文是川	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
6	上売市沢	①③④	アイ	アイ	-	⑨	-
7	志民沢	①③④	アイ	アイ	-	⑨	-
8	矢崎沢	①③④	アイ	アイ	-	⑨	-
9	下タノ沢	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
10	泉清水	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
11	頃巻沢	①③④	アイ	アイ	-	①⑨	作成
12	北田	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
13	小山田	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
14	相畑	①③④	アイ	アイ	-	⑨	作成
15	荒谷	①④	アイ	アイ	-	⑨	作成
16	七枚田	①④	アイ	アイ	-	⑨	-
17	上長代	①④	アイ	アイ	-	⑨	-

※農業生産活動等として取り組む事項

農用地に関する事項

- ①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
- ②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
- ③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
- ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- ⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
- ⑥限界の農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
- ⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
- ⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。
- ⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
- ⑩その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)

水路・農道等の管理方法

水路：ア水路清掃 イ草刈り ウその他
 農道：ア水路清掃 イ草刈り ウその他
 その他

多面的機能を増進する活動

- ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
- ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
- ③景観作物を作付ける。
- ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。
- ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。
- ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。
- ⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
- ⑧粗放的畜産を行う。
- ⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
- ⑩その他